

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

土壤汚染の調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条1項）
- ・一定規模（3,000m³）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第4条3項）※
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第5条1項）

自主調査（第4条2項の調査の結果の提出あつた土地を除く。）において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
- 土地の形質変更の原則禁止（第9条）

②形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準、処理の委託義務に違反した場合の措置命令）
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

- 土壤汚染対策法は、平成14年5月制定、平成21年4月改正（平成22年4月施行）。平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、2年内に二段階に分けて施行される。第一段階の施行は平成30年4月1日、第二段階の施行は平成31年春。
- 自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤については、汚染土壤の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと、並びに、かかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤をそれ以外の汚染土壤と区別する理由がないことから、平成21年の法改正で法の対象とされた。
- ※ 環境省令で定める方法により、土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査を行わせ、その結果を併せて都道府県知事に提出することができる（法第4条第2項）。